国選弁護報酬　～法テラスの悩み～

今回は一般の人には馴染みの薄い国選弁護について紹介し、御理解を得たいと思う。

捜査側に、犯罪の嫌疑をかけられているが未だ起訴されていない者を「被疑者」、起訴された者を「被告人」という。憲法は、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」と規定している。これを受けて刑事訴訟法は、被告人が貧困その他の事情により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。」と規定している。

このように、犯罪を犯したとして起訴された者に国費を使って弁護士をつけることについては異論があるかも知れない。しかし、裁判が法的手続に従って適正に行われるか否かはその国の成熟度と対外的信用度を示すバロメーターであり、これを担保するために権力の乱用を監視するのが刑事弁護制度である。また、国選弁護人の真摯な活動によって、無実が証明されたり、事件の真相が明らかになり大幅に刑が減刑されたりする例は枚挙にいとまがない。

静岡県内の裁判所を平均すると、交通違反などで略式命令で罰金に処せられる場合（いわゆる交通切符）を除き、法廷で裁判を受ける被告人の数の約八割近くは国選弁護である。私が皆様の御理解を得たいのは、国選弁護報酬の額である。国選弁護の報酬額は昨年九月までは裁判所で決めていたが、昨年一〇月からは独立行政法人日本司法支援センター（法テラス）の業務に移管された。勿論法テラスは自由に報酬を決めているわけではなく、規準に従い決めているのであるが、この規準によると、通常の、犯罪事実に争いのない事件においては昨年九月までと比較して、一万五千円から二万円程度低くなっている。即ち、八万五千円から九万円程度支給されていたものが、昨年九月から七万円程度に切り下げられた。

弁護士は国選弁護であるからといって手抜きをすることはまずない。また、弁護士会には二〇以上の委員会があるが、殆んどの弁護士が数委員会に所属して自らの業務時間を削ってボランティア活動に励んでいる。そのような弁護士に、法テラスは、低所得者のために低廉な報酬により、民事事件を扱ってもらう法律扶助や犯罪被害者の方々など社会的弱者のための援助担当弁護士としても活動してもらっている。彼らが事務所を維持するためには全くペイしない額である。それでも、一人の弁護士が年間二、三件程度の国選弁護事件をボランティアの積りで担当するだけならば大きな問題にはならない。しかし、近時の年間の事件数と国選弁護担当弁護士数を比較すると、弁護士一人当り、静岡県中部の場合は約八件、東部の場合は約一三件、西部の場合は約一二件となる。また、平成二一年四月からは、これらの事件の内八割程度の事件について被疑者として勾留された場合直ちに国選弁護人が選任され、二四時間以内に面会して、弁護活動に入らなければならないという制度が施行される。そうなると、弁護にかかる時間、事務費も相当増加し、三万～四万程度の報酬が加算されても、国選弁護人を辞退する弁護士が出てくることが懸念される。幸い静岡県弁護士会は、会としてそのような事態を招かないよう最大限の努力をしてくれている。それでも、現時点での予測では、被疑者段階から活動してくれる弁護士一人当りの件数は、中部において年間約一二件以上、東部、西部において約一八件以上となることが予測される。

独立行政法人は、その廃止や官僚の天下り先として、とかく評判が悪いが、読者の皆様には法テラスを同じ目で見ないで頂き度い。法テラスは法律扶助、犯罪被害者、司法過疎対策等の業務も行っており、業務の重要度やその量に比べると低い予算で四苦八苦しており、官僚の天下り先としては見向きもされないところである。現在法テラスでは国選弁護報酬等の予算増額を要求しているが、何卒御理解を頂き度い。

【平成１９年１２月２６日　静岡新聞　朝刊　掲載】